

わたしのアイデアで、このまちを楽しく

江戸川区魅力発信発掘応援事業

募集要項

江戸川区ならではの魅力の発信や、魅力づくりにつながる事業を区が認定し、PRの支援を行います。

令和7年10月
江戸川区



1. 対象者

区民の方、区内事業者・団体、区内の学校

※以下の方は対象外です。

- ・宗教活動又は政治活動を主な目的としている方。
- ・江戸川区暴力団排除条例に規定する暴力団及び関係者の方。
- ・公序良俗に反する活動を行う方。

2. 対象事業・要件

区の魅力を発信又は発掘する事業

【要件】・「**区の魅力に関する情報を発信する**」、又は「**区ならではの魅力の発掘や魅力づくりにつながる**」コンテンツの制作やイベントの実施など

- ・営利を目的とする場合は、区の自然、景観、文化等の魅力資源を活用すること。
- ・申請年度内に事業を実施・完了すること。
- ・区内外への波及効果が期待できること。

※以下の事業は対象外です。

- ・宗教活動、政治活動又は営利活動を主な目的としているとき。
- ・反社会的活動その他公序良俗に反する活動を行っているとき。
- ・他の制度による補助等を受けているもの。
- ・区のイメージを低下させるおそれがあるとき。
- ・その他、支援することを適当でないと認められるもの。

3. 支援内容

① PR 支援

区の公式 SNS 等による情報発信やメディアへのプレスリリース

4. 事業の流れ

No.	内容
1	募集・申請受付 【随時】
2	書類審査
3	事業認定、結果通知
4	事業実施
5	事業完了
6	実績報告

5. 申請について

次の書類を提出してください。

- ① 江戸川区魅力発信発掘認定事業申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 企画書（任意の様式）
- ④ 団体・法人等概要書（第3号様式）

※団体・法人以外の方も、目的や活動概要について④の様式に記入してください。

様式は江戸川区公式ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e004/kuseijoho/kohokocho/miryoku/index.html>

または「江戸川区魅力発信発掘応援事業」で検索

※こちらからも検索できます ▶



6. 提出方法

申込書類一式を以下提出先まで郵送（必着）又は持参してください。

※持参での提出は、土曜日・日曜日を除きます。

提出先：〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1

江戸川区役所本庁舎南棟 3階 1番

担 当：SDGs 推進部広報課シティプロモーション係

電 話：03-5662-0323（直通）

7. 事業の変更・中止のとき

事業の内容を変更し、または中止する場合は、「江戸川区魅力発信発掘認定事業変更・中止申請書（第6号様式）」を提出してください。

8. 実績報告

事業が完了した日から 30 日以内に、次の必要書類をご提出ください。

- ① 江戸川区魅力発信発掘認定事業実績報告書（第 8 号様式）
- ② 事業実施報告書（第 9 号様式）
- ③ 成果物又は成果物の概要資料（任意の様式）

9. その他注意事項

- ① 以下に該当する場合は、認定を取り消しますのでご注意ください。
 - ・江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱の規定に違反したとき。
 - ・不正な手段により認定事業の選定の決定を受けたとき。
 - ・その他、不相当と認められるとき。
- ② 事業完了前に、内容等について報告を求める場合があります。

※その他、詳しくは、江戸川区公式ホームページに掲載されている「江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱」をご確認ください。

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e004/kuseijoho/kohokocho/miryoku/index.html>

または「江戸川区魅力発信発掘応援事業」で検索

※こちらからも検索できます▶



問い合わせ先

SDGs 推進部広報課シティプロモーション係

電 話：03-5662-0323（直通）